



平成 20 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト
代表者名 代表取締役社長 伊藤 誠英
(コード番号 3347 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 横井 大樹郎
(TEL 052-219-9058)

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定について決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、今回の改定箇所につきましては、下線表示しております。

記

【内部統制システムの構築に関する基本方針】

1. 概要

会社法第362条第5項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」

代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則100条の定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。内部統制システムの構築は、担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、且つ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下、職務執行情報という)の取り扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- (3) (2)に係る事務は、当該担当取締役が所管し、(1)の検証・見直しの経過、(2)のデータベースの運用・管理について、定期的にと取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査委員会を設置し、担当取締役である取締役管理部長が同委員長として、その事務を管掌する。
- (2) 内部監査委員会は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよ

う確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

- (3) 内部監査委員会の監査により法令及び定款に対する違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査委員長及び担当部署長に通報される体制を構築する。
- (4) 内部監査委員会の活動を円滑にするために、関連する規程(与信規程、経理規程等)、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、内部監査委員会の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査委員会に報告するように指導する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。
- (2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を構築する。
- (3) 日常の職務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、取締役管理部長を担当役員として、その責任のもと、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- (2) 万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処方法案が担当役員を通じ、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- (3) 担当役員は、コンプライアンス・マニュアルに従い、担当部署にコンプライアンス責任者、その他必要な人員配置を行い、且つ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の設置等、さらなる周知徹底を図る。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 半期ごとに、子会社のリスク情報の有無を監査するため、子会社との間で内部監査契約を締結する。
- (2) 内部監査委員会は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査委員会がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社取締役会及び担当部署長に報告される体制を構築する。
- (3) 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査委員会は、子会社の内部監査委員会またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が専任スタッフを求めた場合には、使用人を1名以上配置する。
- (2) (1)の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

9. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他の監査役会又は監査役への

報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(2) (1)の報告・情報提供としての主なものは、次の通りとする。

- ・ 当社の内部統制システム構築にかかわる部門の活動状況
- ・ 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

10. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に参加する体制を整備すると共に、定期的に代表取締役社長、内部監査委員会及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。

【反社会的勢力排除に関する基本方針】

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、役員及び使用人へ周知徹底する。

反社会的勢力による不当要求等がなされた場合は、管理部を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行う。

以 上